公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

東洋町

目 次

第	13	章 公共施設等総合管理計画の策定について	1
	1	公共施設等総合管理計画策定の背景と趣旨	1
	2	本計画の位置づけ	1
	3	計画期間	1
	4	対象施設	2
第	21	章 公共施設等の現況及び将来の見通し	3
	1	公共建築物の状況	3
		(1)公共建築物の現況と課題	3
		(2) インフラ資産の状況	6
	2	人口の見通し	7
		(1)人口・世帯数・児童生徒数の推移	7
		(2)人口の将来展望	7
	3	財政の状況及び公共施設等に係る中長期的な経費の見込み	9
		(1)財政状況	9
		(2)公共建築物の更新費用の推計	12
		(3) インフラ資産の更新費用の推計	13
第	31	章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	14
	1	計画期間について	14
	2	全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	15
		(1)全庁的な取組体制の構築	15
		(2)情報管理・共有方策	16
	3	現状や課題に関する基本認識	16
		(1)公共施設等の更新費用より	16
		(2)人口推計及び財政見通しより	16
		(3)本計画の課題	16
	4	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	17
		(1)公共施設等マネジメントの基本理念	17
		(2) 公共施設等マネジメントの基本方針	17
	5	目標の設定	18
		(1)公共建築物の目標について	18
		(2) インフラ資産の目標について	19
	6	維持・運営の実施方針	20
		(1)点検・診断等の実施方針	20
		(2)維持管理・修繕の実施方針	20
		(3)安全確保の実施方針	20
		(4)耐震化の実施方針	20
		(5)長寿命化の実施方針	21
		(6)統合や廃止の推進方針	21

	(7)総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	23
7	フォローアップの実施方針	24
	(1)マネジメントサイクルの形成	24
	(2)マネジメントサイクルの形成	24
	(3) 本計画の検証について	25
第4章	章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	26
1	公共建築物について	26
	(1)管理方針	26
	(2)配置方針	26
2	インフラ資産について	26
第5	章 参考資料	27
1	更新費用の推計条件	27
2	用語の解説	29

第1章 公共施設等総合管理計画の策定について

1 公共施設等総合管理計画策定の背景と趣旨

東洋町(以下「本町」という。)は、高知県の最東端の町。徳島県と接し、京阪神と高知を結ぶ土佐の東の玄関口。室戸阿南海岸国定公園のちょうど真中に位置し、輝く海に面した東西10km、清流野根川沿いの南北14kmの自然豊かな町です。

本町では、人口減少と少子高齢化の進行、 それに伴う税収の減等により、今後町財政 が逼迫すると予測される中、これまで整備 してきた公共建築物やインフラ資産(以下、 「公共施設等」という。)の改修や更新が一 時期に集中し、経費も増大していくことが 見込まれています。

このような状況を踏まえ、公共施設等を 通じた公共サービスの提供と、財政に見 合った公共施設等の維持管理及び更新を適 正に実施し、持続可能な地域を住民ととも に創っていくために「公共施設等総合管理

高知県

憲規県

徳島県

高知県

図表 1.1 位置図

計画の策定にあたっての指針の策定について」(平成26年4月22日付総務大臣通知)に則り、公共施設等総合管理計画(以下「本計画」という。)を策定するものです。

2 本計画の位置づけ

本計画は、公共施設等に係る政策に対して優先順位を定め如何に財源の配分を行うかを マネジメントしていくものであり、「東洋町総合計画」「東洋町まち・ひと・しごと総合戦 略」などの関連諸計画と整合・連携させることとします。

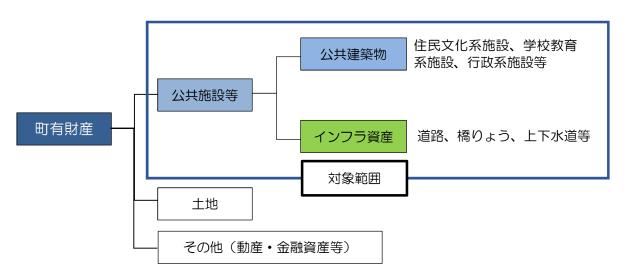
3 計画期間

本計画の期間は、2017年度(平成29年度)から2056年(平成68年)までの40年間とします。

4 対象施設

本計画は、庁舎や学校施設といった公共建築物(普通会計)96 施設(131 棟)と、道路、橋りょう、上水道(簡易水道)、下水道などのインフラ資産を対象としています。

図表 1.2 対象施設等



図表 1.3 公共建築物の内訳

区分	大分類	中分類	施設数	棟数	延床面積 (㎡)	構成比 (%)
普通	住民文化系施設	集会施設	19	19	4,028	9.1
会計		文化施設	2	2	1,458	3.3
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	2	3	1,340	3.0
		レクリエーション施設・観光施設	1	1	702	1.6
	産業系施設	産業系施設	11	14	6,970	15.7
	学校教育系施設	学校	4	22	10,088	22.7
	子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	2	2	1,385	3.1
	保健•福祉施設	高齢福祉施設	7	7	1,132	2.6
		その他社会福祉施設	2	8	4,572	10.3
	行政系施設	庁舎等	2	2	1,378	3.1
		消防施設	7	7	725	1.6
		その他行政系施設	3	3	757	1.7
	公営住宅	公営住宅	13	16	5,180	11.7
	供給処理施設	供給処理施設	2	2	117	0.3
	その他	その他	19	23	2,469	5.6
	計		96	131	42,302	95.3
特別	上水道施設	上水道施設	9	14	1,304	2.9
会計	下水道施設	下水道施設	1	2	791	1.8
	計		10	16	2,096	4.7
合計	合計 109 140 39,093 100.					100.0

※資料:固定資産台帳(2015年度)

※公共施設等の現況分析は、普通会計の施設を対象に行う。

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 公共建築物の状況

(1)公共建築物の現況と課題

本町が保有する公共建築物(普通会計)の総延床面積は、約4.2万㎡で住民一人当たり(2,620人:2017年1月末現在の住民基本台帳人口)の延床面積は16.15㎡です。 なお、全国平均*1は3.22㎡、人口1万人未満の平均は10.61㎡となっています。 一般に人口が少ないほど住民一人当たりの延床面積は大きくなる傾向にあり、人口2千人から3千人の平均では19.02㎡という調査報告*2もあります。

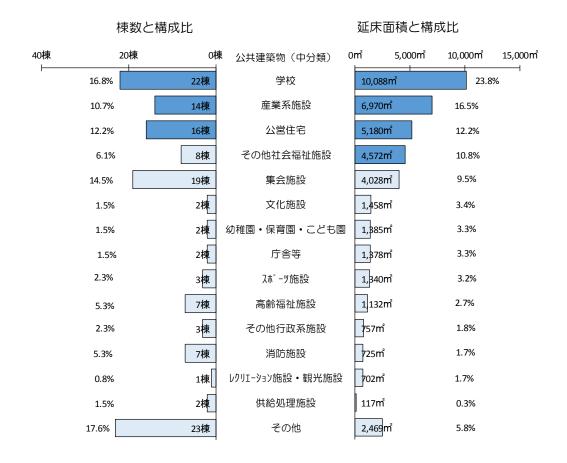
※ 1:「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果(平成 24 年 3 月総務 省自治財政局財務調査課)」資料 2「全国平均値及び人口区分別平均値」

※2:「全国自治体公共施設延床面積データ分析結果報告(平成24年1月東洋大学PPP研究センター)」

ア 延床面積

建物の内訳では、学校施設が約24%を占め、これに産業系施設の約17%、公営住宅の約12%が続いており、これらで全体の約53%を占めています(図表2.1参照)。

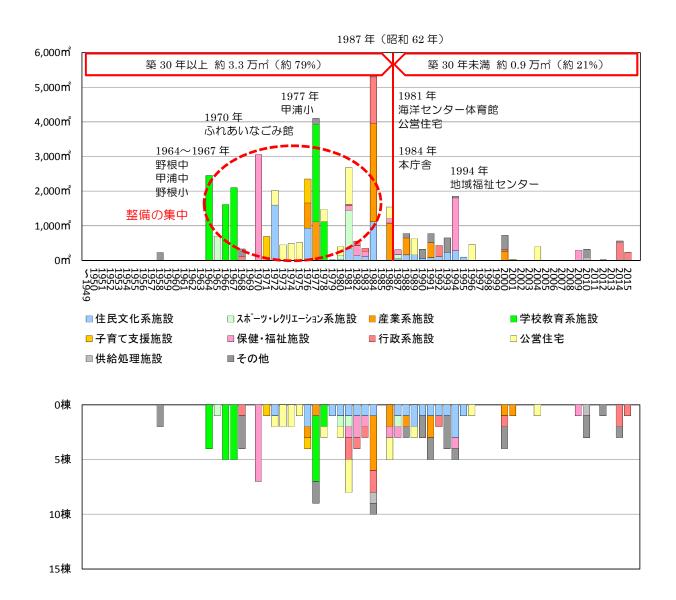
図表 2.1 保有する公共建築物の分類別状況: 2015 年度(平成 27 年度)末現在 ■延床面積: 42,302 ㎡(普通会計)



イ 築年別整備状況

築年別整備状況では、1964年(昭和39年)頃から建築量の増加が始まり、1984年(昭和59年)にかけて整備の集中が見られます。このうち、築30年以上の建物の延床面積は、全体の約79%を占め、本町の公共建築物の老朽化の進展がうかがえます(図表2.2参照)。

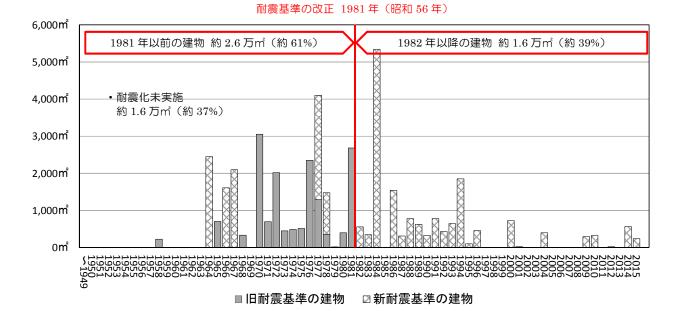
図表 2.2 公共建築物の築年別整備状況:2015年度(平成27年度)末現在

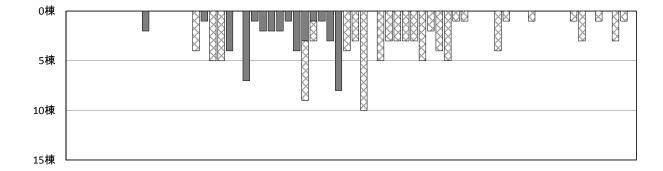


ウ 耐震化の状況

建築基準法の耐震基準が 1981 年(昭和 56 年)に改正されましたが、この新基準に該当する建物は全体の約 39%で、これに耐震化実施済を加味すると、耐震化の行われていないものは、全体の約 37%になります。これらの建物は、その優先順位等を勘案しながら引き続き耐震化を進めます(図表 2.3 参照)。

図表 2.3 公共建築物の耐震化の状況:2015年度(平成27年度)末現在





(2) インフラ資産の状況

ア 道路整備状況

道路については、1級(幹線) 町道実延長が1,242m(道路部面積7,633 ㎡)、2級(幹線) 町道実延長が5,081m(道路部面積30,318㎡)、その他町道、農道及び林道の実延長が123,810m(道路部面積443,990㎡)となっています。

※道路台帳、農道台帳、林道台帳(平成27年度)

イ 橋りょう整備状況

橋りょう(道路橋、農道橋、林道橋)については、実延長 1,081m、総面積 4,879 ㎡ となっています。平成 23 年度に東洋町橋梁長寿命化修繕計画を策定し、予防保全による計画的な維持補修により長寿命化を図ることを計画に記載しています。

※道路台帳、農道台帳、林道台帳(平成27年度)

ウ 上水道(簡易水道)の整備状況

上水道管(簡易水道及び飲料水供給施設)の整備状況は導水管延長 1,516m、送水管延長 1,764m、配水管延長 29,420m となっています。

※固定資産台帳一覧表(東洋町簡易水道施設等 平成 29 年 2 月)

エ 下水道の整備状況

下水道(汚水)については 1993 年度(平成5年度)から整備が行われ、平成27年度 末現在の整備状況は総延長17,422mで下水道普及率は84.5%となっています。

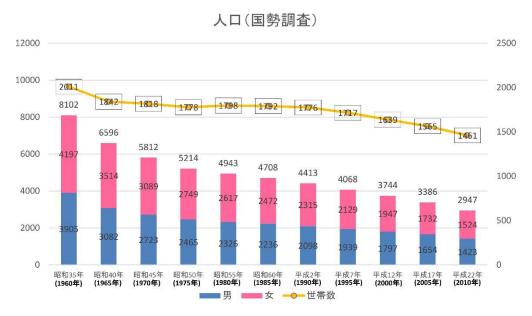
これら整備した下水道管は、本計画の計画期間中(40年間)には、そのほとんどが耐用年数(50年)を迎えることになり、計画的な維持更新が必要です。

※下水道台帳(H27年度)

2 人口の見通し

(1) 人口・世帯数・児童生徒数の推移

本町の人口は、1960年(昭和35年)の8,102人を最高に2010年(平成22年)10月には、2,947人へと減少しました。高度経済成長期における関西方面への大幅な人口流出などの影響や出生率の低下により、人口減少はさらに加速化してきています(図表2.4参照)。



図表 2.4 人口の推移

資料:東洋町人口ビジョン 東洋町まち・ひと・しごと総合戦略(平成28年7月)より

(2)人口の将来展望

本町の人口ビション(東洋町人口ビジョン、東洋町まち・ひと・しごと総合戦略)によると、今後、本町の人口はさらに減少するものと予想され、国立社会保障・人口問題研究所(以下、社人研)が示す将来推計人口(平成25年3月推計:2010年国勢調査数値から推計)によると、平成72年(2060年)には、744人(平成22年比25%)まで大きく減少することが見込まれています。

一方、本町では、国が示した平成 72 年(2060年)に人口1億人を維持するという考え方や、目指すべき将来の方向に基づき、各種施策を推進することにより、長期的な展望として平成 72 年(2060年)における人口を 2,027 人程度で維持することを目指しています(図表 2.5 参照)。

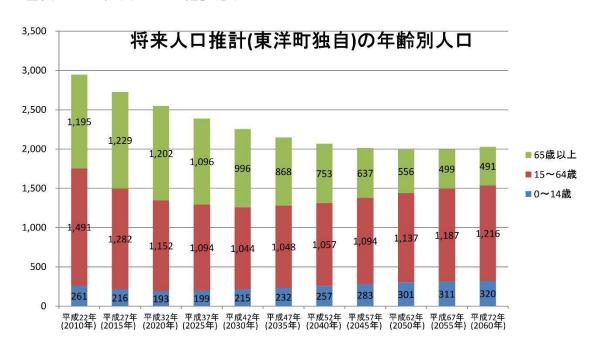
また、年齢構成別では、年少人口(O歳~14歳)については、261人から約23%増の320人、生産年齢人口(15歳~64歳)については1,491人から約18%減の1,216人、老年人口(65歳以上)については、1,195人から約59%減の491人を想定しています(図表2.6参照)。

図表 2.5 人口総数の推計結果

人口総数の推計結果



図表 2.6 年齢別人口の推計結果



※資料:東洋町人口ビジョン、東洋町まち・ひと・しごと総合戦略(平成28年7月)より

3 財政の状況及び公共施設等に係る中長期的な経費の見込み

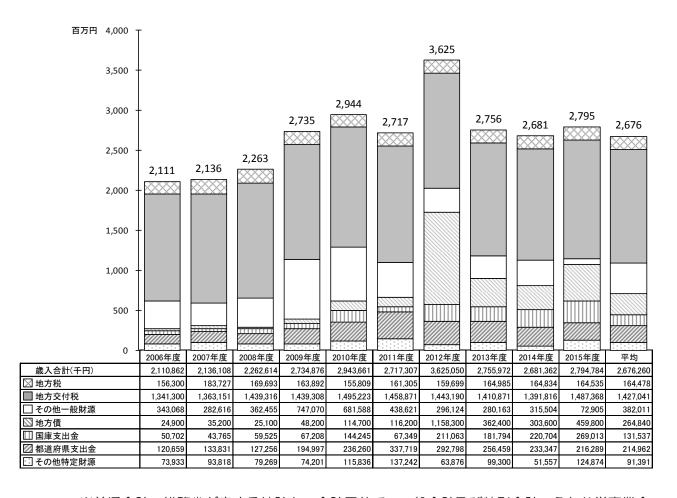
(1) 財政状況

ア 歳入の推移

普通会計の歳入決算額の推移は、図表 2.9 に示すとおり、2015 年度(平成 27 年度) の歳入は約 27.9 億円で、このうち地方交付税は、約 14.9 億円で、その占める割合は約 53%となっており、地方交付税に依存した財源構造となっています。

一方、自主財源の地方税は約 1.6 億円(約 6%)で過去 10 年間は横ばいで推移しています(図表 2.7 参照)。

図表 2.7 普通会計の歳入決算額(平成 18 年度~平成 27 年度)



※普通会計:総務省が定める統計上の会計区分で、一般会計及び特別会計のうち公営事業会計(公営企業会計、下水道事業会計、国民健康保険事業会計等)を除くものの合計

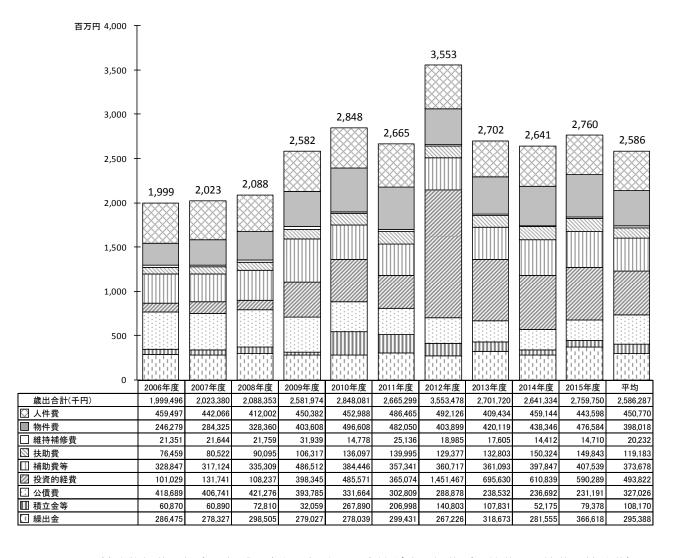
イ 歳出の推移

普通会計の歳出決算額の推移は、図表 2.8 に示すとおり、2015 年度(平成 27 年度) の歳出は、約 27.6 億円で、このうち義務的経費(人件費、扶助費、公債費)の合計は約 8.2 億円であり、歳出に占める割合は約 30%となっています(図表 2.8 参照)。

また、義務的経費のうち扶助費については、明らかな増加の傾向が見られます。

今後、扶助費は、高齢化の進行に伴いさらに増加していくものと考えられます。また、 投資的経費は、公共施設の老朽化に伴い増加していくと予想されます。

図表 2.8 普通会計の歳出決算額(平成 18年度~平成 27年度)



※義務的経費:任意に削減できない極めて硬直性が強い経費(人件費、公債費、扶助費)

※扶助費:福祉医療、老人・児童・障害福祉、生活保護等の福祉関係の給付額で、主に法令により支出が義務づけられている経費

※公債費:町の借入金に係る元利償還費に係る経費

※投資的経費:道路・橋りょう、公園、町営住宅、学校等の社会資本の整備に要する経費(特別会計・企業会計に係るものは除く)

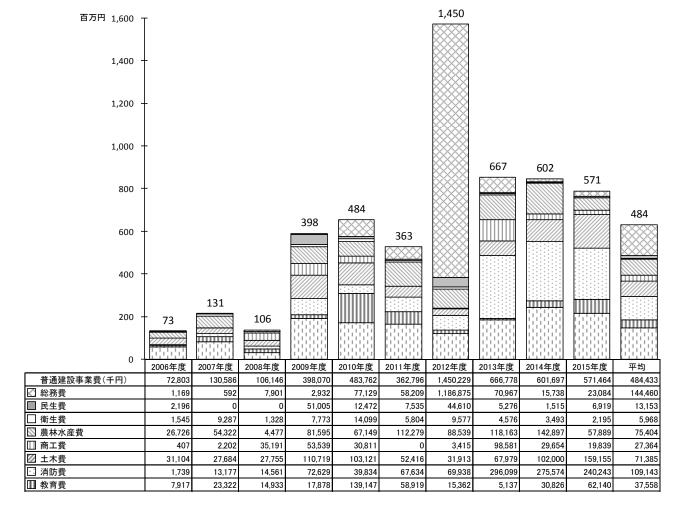
※その他経費:物件費、維持補修費、補助費、繰出金など

ウ 投資的経費の推移(平成 18年度~平成 27年度)

普通会計における投資的経費のうち、普通建設事業費の推移を整理した結果、過去 10年間の平均投資額は約 4.8 億円となっています。また、その内訳をみると、土木費と農林水産費で約 30%(1.5 億円)、土木費と農林水産費以外が約 70%(約 3.4 億円)の比率になっています。なお、2012 年度(平成 24 年)の投資額が平均投資額の約 2 倍であることから、この年度を除くと平均投資額は約 3.8 億円、内訳では土木費と農林水産費が約 1.5 億円(約 40%)、土木費と農林水産費以外が約 2.3 億円(約 60%)となります(図 2.9 参照)。

図表 2.9 普通会計の投資的経費の推移(2006年度~2015年度)

- ●普通建設事業費(過去 10 年間の平均)
- ・平均投資額・・・・・・・・・・・・・・ 約 4.8 億円/年
- ・土木費と農林水産費(インフラ資産に関する投資)・・・・約 1.5 億円/年(約 30%)
- ・土木費と農林水産費以外(公共建築物に関する投資)・・・・約3.3億円/年(約70%)
- 普通建設事業費(2012年度を除いた平均)
- ・平均投資額・・・・・・・・・・・・・・・ 約3.8億円/年
- ・土木費と農林水産費(インフラ資産に関する投資)・・・・約 1.5 億円/年(約 40%)
- ・土木費と農林水産費以外(公共建築物に関する投資)・・・・約2.3億円/年(約60%)



(2) 公共建築物の更新費用の推計

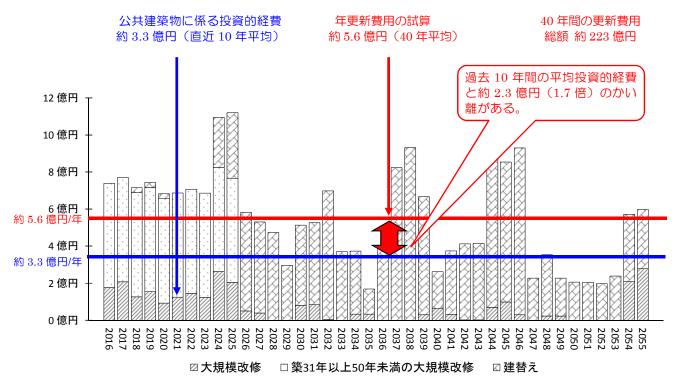
施設の老朽化が進んでいく中で、施設を維持していくには、建替や大規模改修に係る膨大な更新費用が生じてくるため、これに対する財政措置が大きな課題となってきます。

現在保有する施設について、公共施設等更新費用試算ソフトを用いて、「第5章 参考資料 1 更新費用の推計条件」により、今後 40 年間の更新費用を推計すると、約 223 億円 (年平均 5.6 億円)となります(図表 2.10 参照)。

一方、平成 18 年度~27 年度において、公共建築物の整備に要した投資的経費は年平均約3.3 億円であり、この支出水準を今後40年間維持しても、年間あたり2.3 億円が不足します。

このため、全ての施設を保持していくことは相当厳しいものと考えられます。将来必要となる改修費、更新等を賄うためには、総量の縮減を始め長寿命化対策や維持管理の効率 化によるコスト削減等の施策の実施が求められます。

図表 2.10 将来更新費用の推計(公共建築物)



※公共施設等更新費用試算ソフト(一般財団法人 地域総合整備財団)を用いて算定

- 現有する公共建築物は廃止せず全て維持する。
- 築後30年で大規模改修、築後60年で同規模の建替え
- 大規模改修又は建替え費用の算定式: (大規模改修又は建替え単価)×(床面積) ※大規模改修又は建替え単価は施設分類に応じて設定
- 大規模改修(30年経過で改修)・・・・・改修期間(2年間)に費用を均等配分
- 築31年以上で大規模改修未実施のもの・・改修期間(2016~2025の10年間)に費用を均等配分
- 建替え(60年経過で実施)・・・・・・建替え期間(3年間)に費用を均等配分

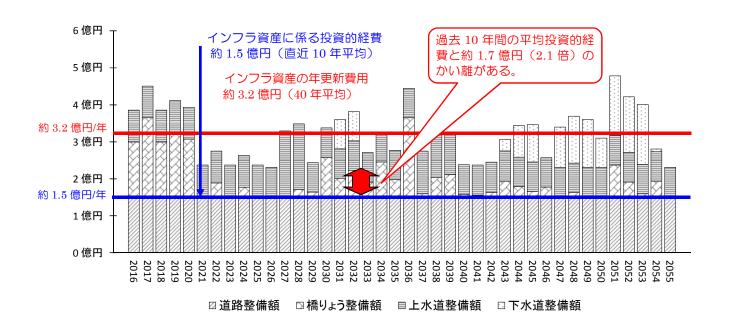
(3) インフラ資産の更新費用の推計

インフラ資産について、公共施設等更新費用試算ソフトを用いて、「第5章 参考資料 1 更新費用の推計条件」により、今後 40 年間の更新費用を推計すると、その整備費の総額 は約 129 億円で、年平均 3.2 億円となります(図表 2.11 参照)。

一方、平成 18 年度~27 年度において、普通建設事業費(土木費と農林水産費)は年平均 1.5 億円(図表 2.9 参照)であり、この支出水準を今後 40 年間維持しても、年間あたり約 1.7 億円が不足します。

このため、インフラ資産についても公共建築物と同様に、将来必要となる改修費、更新 等を賄うためには、長寿命化対策や維持管理費の効率化によるコスト削減等の施策を実施 します。

図表 2.11 将来更新費用の推計(インフラ資産)



■40年間の整備費用

・道路整備費 約 60.6 億円
・橋りょう整備費 約 20.0 億円
・上水道整備費 約 35.6 億円
・下水道整備費 約 13.0 億円
合 計 約 129.2 億円(3.2 億円/年)

※公共施設等更新費用試算ソフト(一般財団法人 地域総合整備財団)を用いて算定

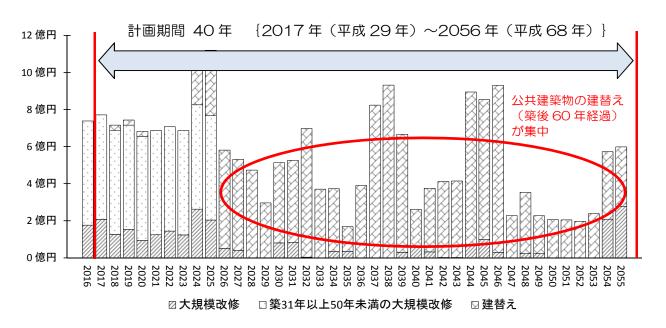
- 現有するインフラ資産は廃止せず全て維持する。
- 道路・・・・・更新単価×道路面積(更新年数 15 年)
- 橋りょう・・・・更新単価×橋りょう面積(更新年数60年)
- 上水道管・・・・更新単価×管路延長(更新年数 40 年)
- 下水道管・・・・更新単価×管路延長(更新年数 50 年)
- ※上水道及び下水道施設の建物は公共建築物の更新費用の算定に準ずる。

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 計画期間について

本計画の計画期間は、本町における公共建築物整備の更新(築後 60 年を想定)は、2025年頃から集中し始めることから、それらに向けての準備と対策を勘案してマネジメントすることとして、公共施設更新費用試算ソフトの対象期間と同様の 40 年間と定めます(図表 3.1 参照)。

図表 3.1 計画期間



また、本計画の期間に対して 10 年ごとに1期から4期までそれぞれ実施期間を定め、 それぞれの実施期間は、前期と後期に分けてきめ細やかなマネジメントを実施することと します(図表 3.2 参照)。

図表 3.2 実施期間

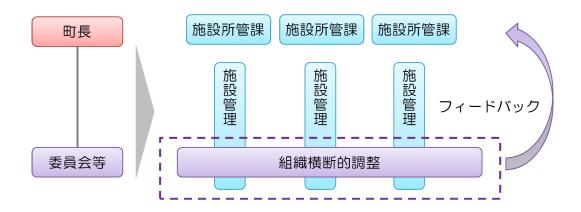
本計画	公共施設等総合管理計画【2017年度(平成29年度)~2056年度(平成68年度)】				
策 定 <i> </i>	第1期計画:10年間(前期5年/後期5年)	第2期計画:10年間 (前期5年/後期5年)	第3期計画:10年間 (前期5年/後期5年)	第4期計画:10年間(前期5年/後期5年)	

2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

(1)全庁的な取組体制の構築

今後、本計画を個別計画へと展開していくにあたっては、庁内の連携・協力を緊密に図っていく必要があります。このような観点から、組織横断的な委員会組織等を検討します(図表 3.3 参照)。

図表 3.3 公共施設等マネジメントの取組体制



委員会等におけるマネジメントの役割は次のとおりです。

①基本的な役割

- ・財政計画を踏まえ、全庁的な視点から施策別の予算配分へ反映する。
- まちづくり計画及び関連諸計画を踏まえた取り組み・連携を図る。
- 町長直轄として取り組み意図を全庁に徹底する。
- ・住民とのコミュニケーションを効果的に行う。
- ・国・県・近隣自治体などとも連携した取り組みを進める。

②庁内での取組

- ・公共施設等の情報を集約し、施設単位で全庁的に共有する。
- ・個別計画案件を全体最適に誘導するとともに全庁的な意識改革を主導する。
- ・会議による情報共有を図り、関連部署間での活発なコミュニケーションを促す。
- 施策別予算配分の仕組みを構築するとともに行政評価の結果を予算に反映させる。
- PPP/PFIなど官民連携事業の全庁的な調整を行う。

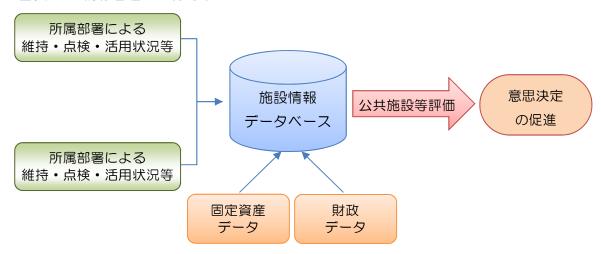
③住民向けの取り組み

- ・ 出前講座やシンポジウム等の開催等、住民向けの説明や対話を積極的に仕掛ける。
- 施設カルテ等の公表など情報公開を進める。
- ・ヒアリング、アンケート、広報誌、ホームページ等を通じた意見募集などを促す。

(2)情報管理・共有方策

公共施設等のマネジメントを効果的に実施していくために、専任組織を中心に、施設の所管部署に散在するデータを施設カルテ等として一元管理し、固定資産データ及び財政データとも連携して全庁的な意思決定を促す仕組みを検討します(図表 3.4 参照)。

図表 3.4 情報管理・共有方策



3 現状や課題に関する基本認識

(1)公共施設等の更新費用より

過去に建設された本町の公共建築物の多くが、本計画の計画期間内(40年間)には更新 (建替え)時期を迎えることとなり、現在の公共施設等を全て更新する場合には、公共建 築物で年間約5.6億円、インフラ資産で年間約3.2億円、合計で年間約8.8億円となりま す。これらはあくまで更新費用であり、維持管理費、運営費は含まれません。

(2)人口推計及び財政見通しより

本町の将来人口推計(国立社会保障・人口問題研究所)によると、2060 年(平成 72年)には744人(2010年の約25%)まで大きく減少することが見込まれています。

本町の人口ビジョンでは、2060年(平成72年)の将来人口を2,027人と展望し、「東洋町まち・ひと・しごと総合戦略」に示された施策を展開することにより、その実現を目指していますが、それが実現できなければ、人口減少を余儀なくされます。

このように、生産年齢人口の減少に伴う税収減、少子高齢化に対する扶助費の増加など 公共施設等の維持・管理費用及び更新費用を賄うことが困難な状況となっています。

(3) 本計画の課題

本町では、少子高齢化の進展による人口減少問題をはじめ、それに伴う生産年齢人口の減少や地方交付税の削減等により財政が逼迫する中で、長期的な視点を持って、財政面と公共施設等を通じた安心・安全で利便性の高いサービスを両立させ、持続可能な地域を住民とともに創っていくことが重要課題といえます。

4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1)公共施設等マネジメントの基本理念

本町の公共施設等を取り巻く現況や課題を認識するとともに、東洋町総合計画、東洋町 まち・ひと・しごと総合戦略など関連諸計画との整合性を踏まえたうえで、公共施設等マネジメントの基本理念を次のとおり定めます。

住民と行政との協働によってつくる持続可能な日出づる東端のまち 東洋町

(2)公共施設等マネジメントの基本方針

上記の理念のもとで公共施設等マネジメントの基本方針を次のとおり定め、今後展開する全ての施策は、この方針に則り実施します。

① 施設の再編による施設保有量の縮減

現在保有する施設のあり方や必要性について、人口や財政の状況を踏まえ、住民ニーズや費用対効果などの面から総合的に評価を行い、必要なサービス水準を確保しつつ、用途の見直しや複合化、周辺施設との統廃合などによる施設保有量の縮減を行い、財政負担の軽減を図ります。

② 計画保全による施設の長寿命化

今後も活用していく施設については、メンテナンスサイクルを構築し、計画保全(施設の不具合が生じる前に予防的に対策を行う予防保全及び機能改善や耐震補強を行う改良保全)を行い、定期的な点検・診断を実施することにより、施設を安全に長持ちさせるとともに、更新時期の集中を避け、毎年の更新費用の平準化を図ります。

③ 保有形態の見直しによる効率的な管理運営

効率的な管理運営を行い、施設の有効活用を促進するため、民間の活力やノウハウを取り入れるとともに、民間や地元等への移管も含めた施設の保有形態の見直しを行い、効果的な住民サービスの提供を図ります。また、経費節減の徹底と適正な使用料の確保に努めます。



図表 3.5 公共施設等マネジメントの基本方針

5 目標の設定

(1)公共建築物の目標について

公共建築物の更新費用の見通しは、年間約5.6億円で、過去10年間の平均的な投資額である3.3億円との差は2.3億円にも上ります(図表2.10参照)。

このことを踏まえ公共建築物の目標は、<u>財政的なかい離の解消とサービス水準の維持</u>に おき、次のような施策を展開して目標の達成状況を段階的にマネジメントします。

ア 維持管理費及び更新費用の精度向上

維持管理費及び更新費用等の精度向上を図り、財政面でのかい離とその解消状況をより明確なものとしていきます。

イ 公共施設等マネジメントの基本方針への取り組み

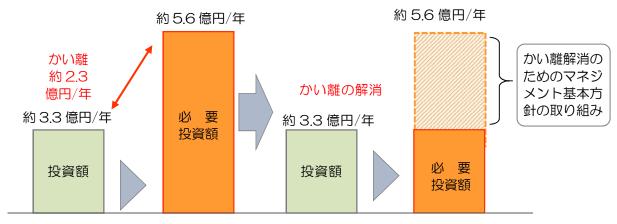
公共施設等マネジメントの基本方針について、それぞれKPIを定めて取り組み、その 結果をフィードバックします。

- ① 施設の再編による施設保有量の縮減
- ② 計画保全による施設の長寿命化
- ③ 保有形態の見直しによる効率的な管理運営

ウ 展開結果の財政面からの検証

これらの取り組みを財政面からも確実に検証し、フィードバックするために統一的基準に基づく公会計導入で整備した固定資産台帳の有効活用を図ります。

図表 3.6 公共建築物の目標設定イメージ



現状の公共建築物を全て維持した場合

マネジメントを機能させた場合

(2) インフラ資産の目標について

インフラ資産については、施設の複合化や集約化による統廃合は想定せず、できるだけ 長く有効に活用することを主眼に、国の定めた「インフラ長寿命化基本計画:2013年(平 成25年)11月29日策定」の行動計画として、個別施設の長寿命化計画を定め、安心・ 安全の確保と経費の縮減を進めていきます(図表3.7参照)。

本計画の計画期間である 40 年の間には、インフラに関する技術の革新や新たな政策等によって、効果的・効率的な維持管理手法や広域化等の新たな制度が創出されてくることが考えられます。本町においても、それらを積極的に導入し、国、県及び近隣町町と連携しながら、インフラ資産の長寿命化に積極的に取り組んでいきます。

図表 3.7 インフラ長寿命化基本計画概要

- ○個別施設毎の長寿命化計画を核として、メンテナンスサイクルを構築
- ○メンテナンスサイクルの実行や体制の構築等により、トータルコストを縮減・平準化
- ○産学官の連携により、新技術を開発・メンテナンス産業を育成

1. 目指すべき姿

- ○安全で強靱なインフラシステムの構築
- 〇総合的・一体的なインフラマネジメントの実現
- 〇メンテナンス産業によるインフラ維持管理ビジネスの競争力強化

2. 基本的な考え方

- ○インフラ機能の確実かつ効率的な確保
- 〇メンテナンス産業の育成
- ○多様な施策・主体との連携
- ▶ 防災・減災対策等との連携により、維持管理・更新を効率化
- ▶ 国・産学界・地域社会の相互連携を強化し、限られた予算や人材で安全性や利便性を維持・向上

3. 計画の策定内容

- 〇インフラ長寿命化計画(行動計画)
- ○個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)

4. 必要政策の方向性

- ○点検・診断: 定期的な点検による劣化・損傷の程度や原因の把握等
- ○修繕・更新:優先順位に基づく効率的かつ効果的な修繕・更新の実施等
- ○基準類の整備:施設の特性を踏まえたマニュアル等の整備 新たな知見の反映等
- 〇情報基盤の整備と活用:電子化された維持管理情報の収集・蓄積、予防的な対策等への利活用等
- 〇新技術の開発・導入:ICT、センサー、ロボット、非破壊検査、補修・補強、新材料等に関する技術等の開発・積極的な活用等
- ○予算管理:新技術の活用やインフラ機能の適正化による維持管理・更新コストの縮減 平準化等
- 〇体制の構築: [国] 技術等の支援体制の構築、資格・研修制度の充実/ [地方公共団体等] 維持管理・ 更新部門への人員の適正配置、国の支援制度等の積極的な活用/ [民間企業] 入札契約制度の改善等
- ○法令等の整備: 基準類の体系的な整備等

5. その他

- 〇戦略的なインフラの維持管理・更新に向けた産学官の役割の明示
- ○計画のフォローアップの実施
- ※「インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)の概要」を編集

6 維持・運営の実施方針

(1) 点検・診断等の実施方針

建物について、定期的に点検・診断し、経年による劣化状況や外的負荷による性能低下 状況及び管理状況を把握するとともに、劣化・損傷が進行する可能性や施設に与える影響 等について評価を行い、施設間における保全の優先度についての判断等を行います。

法定点検については、一級建築士やその他の専門知識を持つ有資格者が実施することが 義務付けられていますが、専門的な知識を必要としない点検などは、各建物の管理者が自 主的に行えるようマニュアル整備を行い実施することも検討します。

(2)維持管理・修繕の実施方針

施設の重要度や劣化状況に応じて優先度をつけ、計画的な維持管理・修繕・更新等を行う予防保全を導入することにより、施設の性能維持、安全性を確保するとともに、維持管理コストの縮減や平準化を図ります。

ここで、対症療法的に劣化箇所を補修するのが事後保全にあたり、施設の劣化が進む前に対策を施すことで健全な状態を維持するが予防保全にあたります。

それぞれの特徴としては、予防保全は定期的な対策により大掛かりな補修を抑えることでコスト縮減を実現することを目的としています。とりわけ、建物外壁の劣化(特に割れ・爆裂、塗装の剥がれ・膨れ・磨耗)などは、雨水の侵入など建物に大きなダメージを及ぼすことも多いため、施設管理者による日常的な点検と進行速度の監視を行い、早期に対策を講じることが大切です。また、機械・電気設備やエレベーター、火災報知器や煙感知器などの防災設備は、対症療法的な事後保全ではなく予防保全が必要です。

一方で、放置していても支障のないものについては、事後保全とすることによって施設への投資費用を抑制することが期待できます。

以上を踏まえ、予防保全を基本としながら各施設の状況と一級建築士など専門家の意見 等も反映して費用対効果の高い維持管理・修繕を行います。

(3) 安全確保の実施方針

施設の安全確保に関わる評価を実施し、危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。

既に役割を終え、今後、利活用することのない公共施設等については、周辺建物、住環境に及ぼす影響や住民の安全・安心を考慮し早期に解体、除却します。

(4) 耐震化の実施方針

1981年(昭和56年)以前に建築された建物(旧耐震基準)については、計画的に耐震診断を実施し、災害時に住民が利用する施設や災害対策活動の拠点・避難所となる施設、ライフライン関連施設など、地震発生による人命への重大な被害や住民生活への深刻な影響を及ぼす恐れのある施設については、優先的に耐震対策を行います。

(5) 長寿命化の実施方針

長寿命化とは、老朽化した建物の構造・設備・機能等の耐久性を高め、建物自体をできるだけ長く利用する手法です。このことによって建物のライフサイクルコストから求めた 年当たり費用の縮減と平準化を実現します。

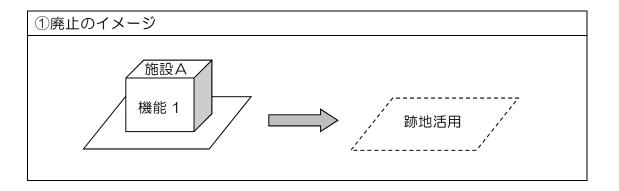
現時点で策定している長寿命化計画は、次のとおりです。

• 橋梁長寿命化修繕計画(平成24年3月)

(6) 統合や廃止の推進方針

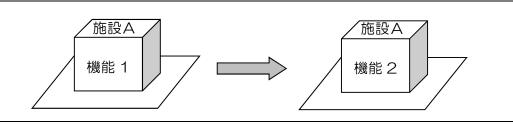
公共建築物について、施設類型ごとに統合や廃止の取組みの方向性を示すとともに、実施に際しては、①廃止、②用途変更、③複合化、④集約化、⑤広域化など、それぞれのケースに応じた最適な手法検討し、適用します(図表 3.8 参照)。

図表 3.8 統廃合や廃止のイメージ



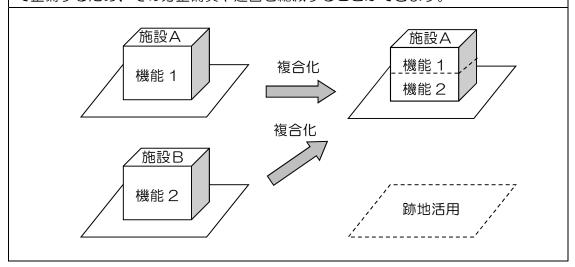
②用途変更のイメージ

用途変更は、既存施設の全体あるいは一部を他の用途へ変更し有効活用する手法です。施設カルテ等により、余剰の公共施設や公共施設内の空き部屋等の状況を把握しておき、これにより別途、必要性が高まったサービスや不足サービスを補うことを検討します。



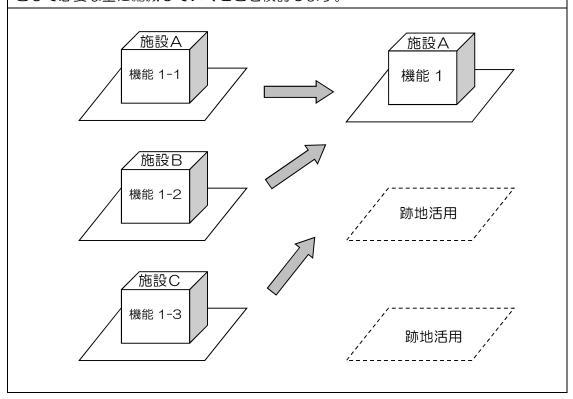
③複合化のイメージ

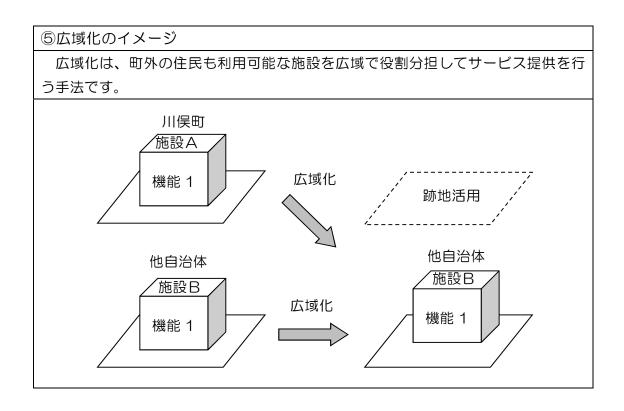
複合化は、複数の施設及びサービス機能を一つの建物に統合・並置する手法です。 このことにより、エントランスや通路、会議室、給湯室、トイレなど共用部分をもって整備するため、その分整備費や運営を縮減することができます。



④集約化のイメージ

集約化は、複数の施設に跨る同様のサービス機能群に対し、個々の機能を細分化し、再構成したうえで一つの建物等に纏める手法です。たとえば、会議室は、公民館、集会所などのほか庁舎や学校にも存在します。これらの稼働率を勘案しながら全体として必要な量に縮減していくことを検討します。





(7)総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

ア 職員研修の実施

職員一人一人が公共施設等マネジメント導入の意義を理解し、意識を持って取り組み、 住民サービスの向上のために創意工夫を実践していくことが重要です。このことを踏まえ て必要なカリキュラムを整備し、職員研修を計画的に実施します。

イ アウトソーシングの推進体制

多数の施設の健全性を正しく評価し、迅速かつ的確に必要な措置を講ずるためには、適切な技術力を持つ者に委託することも効率的な方策です。本町においても専門的な技術力やマンパワーを補うために、一定の能力を有する民間企業にアウトソーシングすることを検討します。

7 フォローアップの実施方針

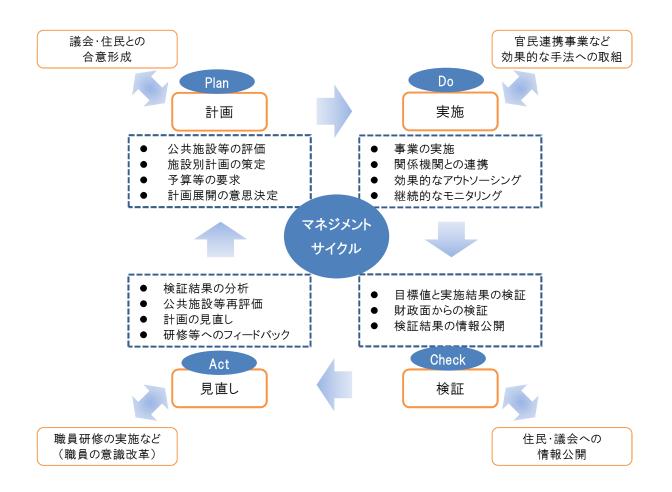
(1) マネジメントサイクルの形成

本計画の実施展開に向けて、先ずは関係各課が所管する公共建築物の現状及び「第4章 1 公共建築物について」で定める管理方針及びその時期などを定めて全庁で共有し、年次で更新するとともに、公会計に基づく固定資産の運用を確実なものにすることによって、全庁的な公共施設等マネジメントの準備を進めます。

(2) マネジメントサイクルの形成

本計画の実施展開においては、図表 3.9 に示すマネジメントサイクルを形成し、町が保有する資産規模、資産の老朽化度合い、調達財源を示す負債規模といった現況を理解し、住民との協働で公共施設等の総量縮減を含む再配置等を進めます。

図表 3.9 総合管理計画マネジメントサイクル



(3) 本計画の検証について

ア 評価指標にについて

本計画では、公共施設等の再編における基本方針に関する評価指標を検討し定めるとともに、これらの値を通じて計画の展開をモニタリングし、その実施状況や有効性を検証し公開します(図表 3.10 参照)。

図表 3.10 評価指標例

視点	マネジメント指標(KPI)の区分	目標値	
(全体の方向性) 公共施設等マネジメント の基本方針	① 施設の再編による施設保有量の縮減(施設保有量の縮減など)② 計画保全による施設の長寿命化(施設の目標使用年数など)③ 保有形態の見直しによる効率的な管理運営	✓ 詳細は実施計画に おいて定める	
(個々の施設の在り方) 個別計画	✓ 利用者数、利用者満足度等	✓ 詳細は個別計画で 設定する	

イ 財政側面からのマネジメント支援について

既存の財政的公表指標等を活用し、公共施設等のマネジメントが財政的課題の解決を図る観点、いわば公共施設等が財政に与えている影響を随時検証し、持続可能な水準にあるか否かを検討します(図表 3.11 参照)。

図表311 本計画の進捗を財政面から検証するための指標例

図表 3.11 本計画の建設を放政国が 5 快配 するための対象を				
目的:財務的視点	検証・確認すべき指標			
財政規律の堅持 : 健全性 (ストック&フロー)	健全化判断比率✓ 実質赤字比率✓ 連結実質赤字比率✓ 実質公債費比率✓ 公営企業資金不足比率✓ 将来負担比率			
:世代間公平性(ストック)	住民一人当たり連結有利子負債残高(万円) 社会資本形成の世代間負担比率 (有利子負債÷公共資産):連結			
資産の継承 : 資産形成度(ストック)	資産老朽化比率 ※総務省改訂モデルから新会計基準への移行によ り、数値が変動することが想定される			
高品質な財政運営 :弾力性(フロー)	経常収支比率 公債費負担比率			

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 公共建築物について

(1)管理方針

全ての公共建築物について、今ある施設は、適切な点検・診断等及び耐震化を含む維持管理・修繕を実施し、大切に使用します。また、建替え時期が到来した段階では、その施設の評価(建物自体の状態、維持管理コスト、公共サービスの提供状況など)に基づき、機能・サービスの優先度や提供範囲を再確認し、施設の除却(廃止・解体等を含む)も含めた再編を実施します。

これらのことを計画的に実施するために、次のような各施設の管理方針及びその時期などを定めて全庁で共有し、年次で更新していきます。

①更新(現状維持):更新時期に現状維持で建替える。

②更新(規模拡大):更新時期に複合化など規模を拡大して建替える。

③更新(規模縮小):更新時期に規模を縮小して建替える。

④除却(廃止) : 更新時期に除却(廃止)する。

⑤除却(他へ統合):更新時期に当該建物は除却し、その機能は他の施設に統合して

サービスを維持する。

⑥未定:まだ方針を決めていない。

(2)配置方針

公共建築物の配置については、人口減少下においても公共サービスを効率的に提供するために、可能な限り施設の複合化や集約化による公共サービス機能の集積とネットワーク化を図ります。

また、災害のリスクを減らすインフラの強靭化等によるハード対策、それを補う被害防止や軽減活動などのソフト対策及び防災拠点、指定避難所などの見直しを行い、災害に備えた防災・減災まちづくりを進めます。

2 インフラ資産について

インフラ資産については、基本的には、国の定めた「インフラ長寿命化基本計画」平成25年11月29日)の行動計画として、個別施設の長寿命化計画を定め、安心・安全の確保と経費の縮減を進めていきます。

インフラ資産のうち、橋りょうについては、「橋梁長寿命化修繕計画(平成24年3月)」を策定し、従来の対症療法型から、「損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う」予防保全型へ転換を図り、橋りょうの寿命を延ばすことによって将来的な財政負担の低減および道路交通の安全性の確保を図ることに取り組んでいます。

また、上下水道については、総務省が「公営企業の経営に当たっての留意事項について」 (平成26年8月29日付け総財公第107号、総財営第73号、総財準第83号、総務省 自治財政局公営企業課長、同公営企業経営室長、同準公営企業室長通知。)で要請する中 長期的な経営の基本計画「経営戦略」を策定し、施設の長寿命化を含む運営及び維持管理 コストの縮減に取り組みます。

第5章 参考資料

1 更新費用の推計条件

更新費用推計の条件は、総務省提供の「公共施設等更新費用試算ソフト」の初期設定値を用いています。これらの初期設定値は、2011年(平成23年)3月に総務省監修の下、日本財団の助成を受けて財団法人自治総合センターが行った「公共施設及びインフラ資産の更新に係る費用を簡便に推計する方法に関する調査研究」に基づくものです。(図表5.1、5.2参照)。

図表 5.1 公共建築物の更新費用推計条件

基本的な考え方	✓ 公共建築物の大分類ごとに、建替え、大規模改修について、更新年数経過後に現在と同じ延べ床面積等で更新すると仮定し、延べ床面積等の数量に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算する。				
数量について	✓ 公共建築物の過去の年度ごとの延床面積を用いる。✓ 1950 年(昭和 25 年)以前の施設については、合計した延床面積を用いる。				
更新(建替え)	✓ 建替え期間:単年度に 年としている(59年✓ 積み残し処理を割り えられなくてはなられる。	6 60 年目に建替えること こ建替えの負担が集中しな 目~61 年目)。 当てる年数: 試算時点で更調 ないはずの施設が、建替え 里する年数を 10 年として	いように建替え期間を 3 新年数を既に経過し、建替 よられずに残されている場		
大規模改修	 ✓ 実施年数:建設年から30年目に大規模改修を行うこととしている。 ✓ 改修期間:単年度に大規模改修の負担が集中しないように改修期間を2年としている(29年目~30年目)。 ✓ 積み残し処理を割り当てる年数:試算時点で改修実施年数を既に経過し、大規模改修されなくてはならないはずの施設が、大規模改修されずに残されている場合に、積み残しを処理する年数を10年としている。ただし、建設時より築51年以上の施設については建替えの時期が近いので、大規模改修は行わずに60年を経た年度に建替えると仮定している。 				
対	象施設類型	更新(建替え)単価	大規模改修単価		
市民文化系、社会	会教育系、産業系施設、 系等施設	40 万円/㎡	25 万円/㎡		
	リエーション系等施設、 供給処理施設、その他	36 万円/㎡	20 万円/㎡		
学校教育系、子	育て支援施設、公園	33万円/㎡	17万円/㎡		
公営住宅 28 万円/㎡ 17 万円/㎡			17万円/㎡		

図表 5.2 インフラ資産の更新費用推計条件

インフラ資産名	分類	更新年数	更新単価
\ ¥ □\¤	一般道路	45.5	4.7 千円/㎡
道 路	自転車歩行者道	15年	2.7 千円/㎡
	PC 橋		425 千円/㎡
	RC 橋	1	425 千円/㎡
橋りょう	鋼橋	60年	500千円/㎡
		1	425 千円/㎡
	木橋その他	1	425 千円/㎡
	導水管 300mm 未満		100 千円/m
	ハ 300~500mm 未満		114 千円/m
	ル 500~1000mm 未満	1	161 千円/m
	バ 1000~1500mm 未満	1	345 千円/m
	ル 1500~2000mm 未満	1	742 千円/m
	11 2000mm 以上	1	923 千円/m
	送水管 300mm 未満	1	100 千円/m
	ハ 300~500mm 未満		114 千円/m
	ル 500~1000mm 未満	1	161 千円/m
	ハ 1000~1500mm 未満		345 千円/m
	ル 1500~2000mm 未満	1	742 千円/m
	11 2000mm 以上	40年	923 千円/m
	配水管 150mm 以下		97 千円/m
	11 200mm 以下		100 千円/m
	11 250mm 以下		103 千円/m
	11 300mm 以下		106 千円/m
上水道	11 350mm 以下		111 千円/m
	11 400mm 以下		116千円/m
	11 450mm 以下		121 千円/m
	11 500mm 以下		128 千円/m
	リ 550mm 以下		128 千円/m
	11 600mm 以下		142 千円/m
	11 700mm 以下		158 千円/m
	11 800mm 以下	_	178 千円/m
	11 900mm 以下	-	199 千円/m
	11 1000mm 以下		224 千円/m
	<i>ハ</i> 1100mm 以下		250 千円/m
	<i>川</i> 1200mm 以下		279 千円/m
	<i>ハ</i> 1350mm 以下		628千円/m
	<i>ハ</i> 1500mm 以下		678千円/m
	<i>ハ</i> 1650mm 以下		738千円/m
	11 1800mm 以下		810千円/m
	11 2000mm 以上		923 千円/m
	管径 250mm 以下		61 千円/m
	管径 251~500mm 以下	4	116千円/m
下水道	管径 501~1000mm 以下	50年	295 千円/m
	管径 1001~2000mm 以下		749 千円/m
	管径 2001~3000mm 以下	1,680千円/	
	管径 3001mm 以上		2,347 千円/m

2 用語の解説

[(1)]

■依存財源

国や県(市町村の場合)により定められたり、割り当てられたりする補助金・交付金のほか、地方公共団体が実施する建設事業に充当するために借り入れる長期借入金などを指す。依存財源には、地方交付税、国庫支出金、市町村については都道府県支出金、地方譲与税及び地方債が含まれる。

■一部事務組合

都道府県、市町村及び特別区が、その事務の一部を共同処理するために設ける団体のこと。

■一般会計

地方公共団体の会計の中心をなすもの。特別会計で計上される以外のすべての経費は一般会計で処理される。

■一般財源

地方公共団体の歳入のうち、使途が特定されず、どのような経費にも使用できるもの。 地方税、地方譲与税、地方特例交付金等及び地方交付税の合計額。なお、これらのほか、市 町村においては都道府県から市町村が交付を受ける利子割交付金、配当割交付金、株式等 譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、 自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金(政令指定都町のみ)を加算した額をいう。

■インフラ資産

一般的に生活や産業の基盤として整備される施設としてのインフラのうち、道路、橋りょう、上水道及び下水道のこと。なお、上水道及び下水道については、管に加えて処理施設等も含めている。

[き]

■起債

国債、地方債、対債等の債券の発行(募集)のこと。

■義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に節減できない経費。歳出のうち経常的経費とされている人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、公債費の6費目は広い意味ではすべて義務的経費に含まれるが、中でも人件費、扶助費、公債費の3つの費目が狭い意味での義務的経費とされる。義務的経費の割合が高いと、その地方公共団体は他の任意の事業を実施しにくくなり、一般的に財政が硬直化しているといわれる。

[[]

■自主財源

地方公共団体が自主的に収入しうる財源をいう。地方税、分担金及び負担金、使用料、 手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金及び諸収入がこれに該当する。自主財源の割合 が高いことは、その使途決定が自主的に行いうる状況を指しており、地方公共団体にとっ て、一般的に自主財源の割合が高いことが望ましい。

【た】

■耐用年数

減価償却の対象となる資産において利用が可能な年数のこと。また、減価償却資産を適正に費用配分するための年数のこと。

[5]

■地方交付税

全国の住民が、都会でも田舎でも等しい行政サービスを受けられるよう、それに必要となる費用を、国が各地方公共団体に配分するもの。国税である所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税の一定割合を財源とすることが定められている。本来は地方固有の自主財源と言えるが、配分の過程における国の関与が大きいので、依存財源とされる。一般的に、財政的に豊かな団体には薄く、財政的に厳しい団体には厚く配分される。

[と]

■投資的経費

その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものとに支 出される経費のこと。生産的経費ともいわれ、これに分類できる性質別経費としては、普 通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費があげられる。

■特別会計

特別会計は一般会計に対し、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処理される会計。料金収入を主な財源としている公営企業会計、法律で特別会計の設置が義務付けられている国民健康保険事業会計、介護保険事業会計などが特別会計として設けられている。

[131]

■普通会計

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握 及び比較が困難であることから、地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における実質公債費比率等の対象となる「一般会計等」とほぼ同様の会計の範囲である。

■普通建設事業費

地方公共団体の歳出のうち、性質別分類の際に使用される支出要素の一つ。道路、橋りょう、学校、庁舎等の公共施設の新増築等の建設事業に要する経費で、その支出の効果が将来に残ることから投資的経費と呼ばれる。

[5]

■ライフサイクルコスト

建物のライフサイクル全体にわたって発生する費用のこと。建設費から、光熱水費、点検・保守などの維持管理費用、更新費用、解体処分費や税金・保険費用まで含んでいる。

(F)

■FM (Facility Management:ファシリティマネジメント)

アメリカで生まれた経営管理方式で、本来は企業や団体が、その財産(土地、建物、設備、工作物等とそれらに関わる様々な環境)を最適な状態(最小のコストで最大の効用を得る状態)で保有、運営、維持、活用するための総合的な管理手法のこと。

[K]

■KPI (Key Performance Indicator の略)

KPI(重要業績評価指標)とは、組織や事業、業務の目標の達成度合いを計る定量的な指標のこと。

組織や個人が日々活動、業務を進めていくにあたり、「何を持って進捗とするのか」を 定義するために用いられる尺度であり、現在の状況を表す様々な数値などの中から、進捗 を表現するのに最も適していると思われるものが選択される。

[P]

■PFI (Private Finance Initiative の略)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービスの向上を図る公共事業の手法。

■PPP (Public Private Partnership の略)

公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

東洋町 総務課

〒781-7414 高知県安芸郡東洋町大字生見 758-3

TEL: 0887-29-3111 FAX: 0887-29-3813